



今月の担当
竹岡 ひろみ
介護支援専門員

平成17年度がはじまりました。一年生の真新しいランドセルがまぶしく感じられますね。初めての「ワクワク」や「どきどき」を感じる事が少なくなっただけではありませんか？いつも新たなことに挑戦する気持ちを持っていたいものです。

今年度も保健センター、在宅介護支援センターでは皆さんの健康や介護についての相談・教室など、いろいろな事業を行っていきます。ぜひご参加ください。

介護保険の利用について

介護保険制度は平成12年4月に施行されました。

措置と税金により支えられていた「高齢者福祉」が、税金と40歳以上の国民が支払う保険料で支えられることになり、「契約」でサービスが受けられるようになりました。

介護保険は当初から「走りながら考える」制度となっており、5年ごとの見直しで法律で定められています。17年度がちょうど見直しの時期に当たっており、平成18年度からは様々な改革が行われることとなります。在宅介護支援センターにも介護保険の利用について様々な質問が寄せられます。介護保険について、改めて確認してみよう。

誰でもサービスが受けられるの？

40歳以上の方は皆さん介護保険料を納めていらっしゃるようですが、それ

だけで介護サービスが受けられるわけではありません。

65歳以上の方は要介護認定（介護保険が使えるのか？という調査です）の申請を行い、認定された場合にのみ使うことが出来ます。40～64歳の方は介護の必要になった原因が「老化」に伴う特定疾病でなければ申請できません。

風邪をひいたり、怪我をしたときだけサービスを利用できるの？

要介護状態とは「概ね6カ月以上その状態が継続するもの」とされています。風邪や怪我などで日ごろの状態ではないと判断される場合には、調査できないことになってしまいますので、普段元気な方がその時だけサービスを利用するのは難しいといえます。

どのようなサービスが受けられるの？

その方の身体状況や希望に合わせてサービスを選択することが出来ます。「通所介護（デイサービス）」「短期入所生活介護（ショートステイ）」「訪問介護（ヘルパー派遣）」「訪問看護」「住宅改修」「福祉用具貸与および購入」などのサービスが受けられます。サービスを利用した場合は1割の自己負担が基本です。

デイサービスには何日行けるの？

その方の介護度や身体状況、希望などにより異なります。また、デイサービスの受け入れ人数に定員がありますので、希望通りに行かないこともあります。

ヘルパーは何でもしてくれるの？

国で定められている原則によって行えない内容

があります。

「ご本人の分以外の調理、洗濯等」「ご本人が使うところ以外の掃除」「来客の応対、お茶だし」「話し相手のみ、留守番」「草むしり」「部屋の模様替え」「大掃除」などは、たとえ利用料を払ってヘルパーに来てもらっていても、行ってはもらえません。あくまでも、訪問介護はご本人の自立支援のために使っていただくサービスなのです。

介護保険が施行されてから丸5年が経過し、幌延町においても延べ127名の方が在宅でサービスを利用されています。何らかの支援が必要となったときや、杖などの福祉用具を利用したいとき等、「どこに相談したらよいかわからない」と思う前に、在宅介護支援センター（☎5・1790）にお気軽にご相談ください。